

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月17日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

( [http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html) )

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：インドネシア 担当：地球環境部  
案件名：日本インドネシアREDD+実施メカニズム構築プロジェクト（REDD+計画調査）

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2016年3月中旬

2 参加要件

海外における 森林・自然環境保全分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

なし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月31日から2013年8月2日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月31日から2013年8月5日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月16日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月下旬
- (5) 契約交渉 : 9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

インドネシアはブラジル、コンゴ民主共和国に次ぐ世界第3位の熱帯林保有国だが、1970年代前半から森林開発や木材生産等の増加により、森林減少が世界的に問題視されるようになってきている。加えて、インドネシアの温室効果ガス排出量は、土地利用変化由来の排出量も含めるとアメリカ、中国に次いで世界第3位と言われており、中でも泥炭地由来のCO2排出量は総排出量の約38%と見られ、気候変動問題への対処という点からも泥炭地の適正管理を含めた森林減少・劣化対策は喫緊の課題となっている。

一方、国際的な気候変動対策の議論では、森林の減少・劣化の防止に加え、森林の保全、持続可能な森林管理及び森林の炭素ストックの向上を含めた取組み（REDD+）の重要性が認識されつつあり、REDD+制度設計に関する議論が主として気候変動枠組条約の下、継続しておこなわれている。こうした中、インドネシアではノルウェー政府やUN-REDD等からの支援を受け、REDD+戦略策定やMRVにかかる体制構築、資金メカニズムの検討等の取組が進められている。

このような状況の中、インドネシア林業省から、西カリマンタン州における現場実証活動や州レベルREDD+実施メカニズムの構築支援についての技術協力が要請され、技術協力プロジェクト「日本インドネシアREDD+実施メカニズム構築プロジェクト（本プロジェクト）」が2013年6月より開始された。

本業務では州レベル、国レベルのREDD+実施メカニズム構築を目指して、本プロジェクトの対象地域におけるREDD+事業の形成・提案をおこなうことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

本業務では本プロジェクトに派遣されている長期専門家と連携して、プロジェクト対象地となっている西カリマンタン州内の4県（クタパン県、カヨンウタラ県、クブラヤ県、ボンティアナク県）及びパイロットサイト（グヌンパルン国立公園）を対象とし、県レベルでの参照排出レベルの設定及びREDD+適地の特定を行うとともに、パイロットサイトでのREDD+事業の形成・提案を行う。なお、グヌンパルン国立公園はクタパン県、カヨンウタラ県にまたがっており、両県における参照排出レベルの算出と、パイロットサイトにおけるREDD+事業形成は、密接な連携のもとに実施する。

具体的には、C/P及び長期専門家とともに、以下の業務を実施する。

- ・対象地における基礎情報地図が作成、REDD+適地の特定
- ・対象地における参照排出レベルの設定
- ・森林炭素モニタリングの手法の開発
- ・パイロットサイトにおける森林減少・劣化の要因の抽出、対応するセーフガードを含めたREDD+事業実施計画の提示
- ・REDD+事業の認証・登録を想定した書面（PDD）とREDD+事業ガイドラインの作成

7 成果品等

インセプションレポート：2013年10月  
業務進捗報告書（2回程度）：2014年3月、2015年3月  
業務完了報告書：2016年2月

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ・総括/REDD+事業設計（評価対象予定者）
- ・衛星画像解析/REL設計（評価対象予定者）
- ・森林バイオマス調査/排出係数開発（評価対象予定者）
- ・社会経済調査
- ・炭素モニタリング設計/森林GIS・データベース

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・気候変動枠組条約等における議論の動向やREDD+の枠組みに熟知している事が望ましい。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。